

# 居宅介護支援重要事項説明書

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団山岸内科が開設する、ケアホーム小郡ケアマネセンター(以下、「事業者」とします。)が行う居宅介護支援事業(以下、「事業」とします。)の適正な運営確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護支援の提供に当たる事業所の介護支援専門員(以下、「ケアマネジャー」とします。)が、居宅において要介護状態にある者(以下、「利用者」とします。)に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、介護予防事業所、他の居宅介護支援事業者、保険医療サービス、福祉サービス、介護保険施設等及び関係市町との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望等の把握に努め、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して、居宅介護支援に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。

## (事業者の概要)

### 第3条

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | (医) 山岸内科         |
| (2) 法人所在地 | 山口県山口市小郡新町 6-5-3 |
| (3) 代表者氏名 | 山岸 隆             |
| (4) 電話番号  | 083-972-2788     |

## (営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりです。

- (1) 営業日：月曜日～金曜日  
(祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日除く)
- (2) 営業時間：8時30分～17時30分

注1) 緊急の場合は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取ります。緊急連絡先につきましては下記まで連絡ください。

(居宅介護支援事業所の概要)

第5条

事業所名	ケアホーム小郡ケアマネセンター
所在地	山口市小郡新町 2-10-21
電話番号等	083-974-5111
指定事業所番号	3570303259
通常の事業の実施地域	山口市・美祢市・宇部市

(事業所の職員体制)

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通り。

- ① 管理者1名(介護支援専門員と兼務)
- ② 管理者は、事務所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとします。
- ③ 介護支援専門員1名(管理者兼務) 介護支援専門員1名(非常勤)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

(管理者)

第7条 管理者は、当該事業所のケアマネジャーその他の管理、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとします。

管理者は、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

(ケアマネジャー)

第8条 ケアマネジャーは、介護保険法上の介護支援専門員の資格を有する者が、居宅介護支援の提供に当たるものとします。

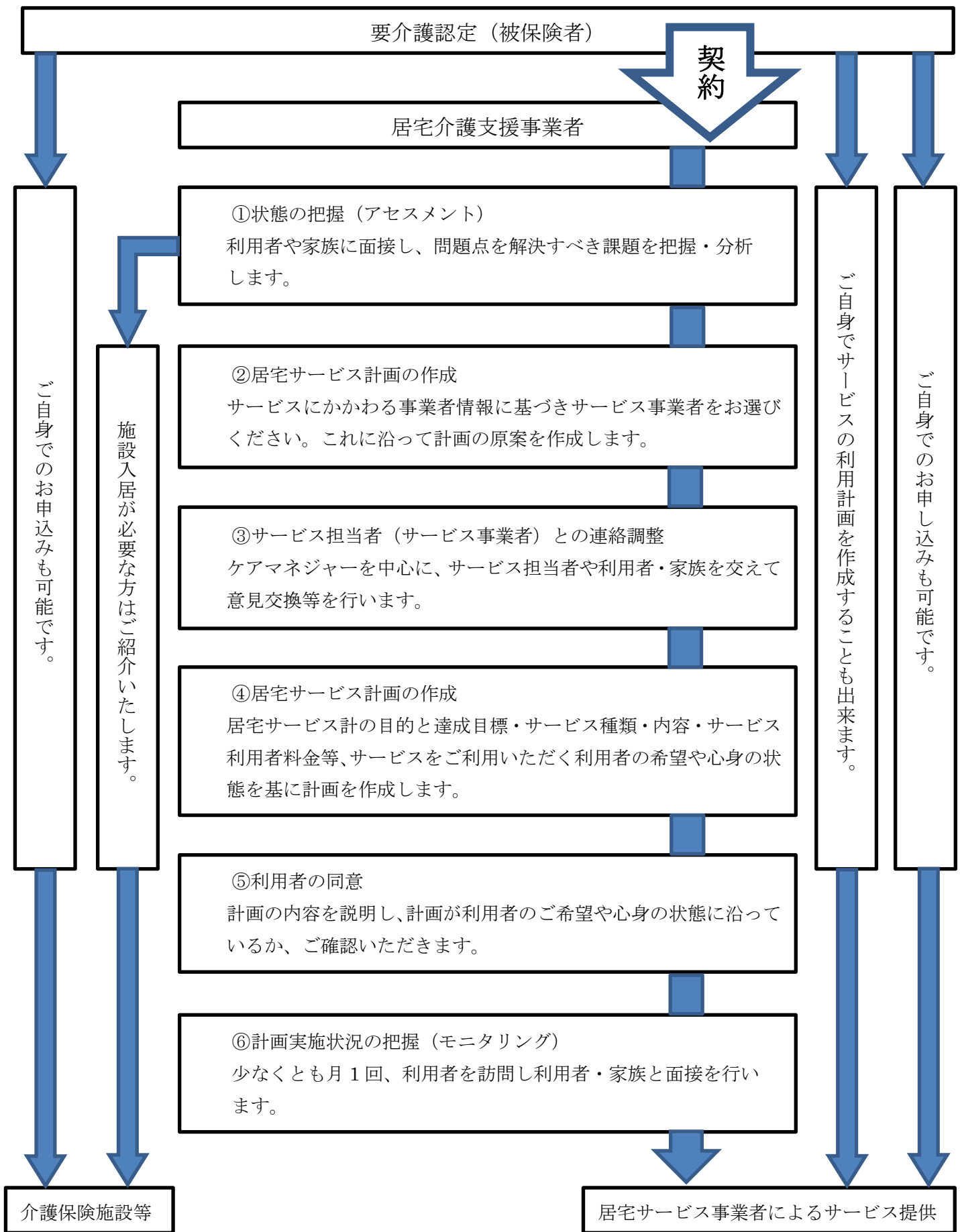
(従業員証明書)

第9条 ケアマネジャーは、常に介護支援専門員証を携帯し、利用者又はその家族から求められた場合はいつでも提示するものとします。

(居宅介護支援の内容)

第10条 居宅介護支援は、事業者勤務する介護保険法上のケアマネジャーにより、提供するものとします。

2 事業者は、次の図に示す事項をケアマネジャーに担当させ、利用者の居宅サービス計画を支援するものとします。



(居宅介護支援の内容の変更)

第 11 条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、適切な居宅介護支援の利用に資するよう停滞なく居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づくサービスが円滑に提供されるよう居宅サービス事業所への連絡調整その他の便宜を図るものとします。

(居宅介護支援の利用料金)

第 12 条 居宅介護支援の利用について、公的介護保険の適用がある場合には、居宅介護支援の利用料金の金額が公的介護保険から給付され、利用者の自己負担はありません。

2 利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、事業者が法定代理受領することが出来ない（償還払いとなる）場合には、利用者は事業所に対し、下記居宅介護支援の利用料金の支払いが必要となります。その場合には、利用者は後日、居宅介護支援提供証明書及び領収書を利用者の住所のある市町の窓口にて提示すると、下記居宅介護支援の利用料金全額の払い戻しを受けることができます。

要介護状態区分	居宅介護支援料金
要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

その他加算

初回加算	3,000 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円
退院／退所加算 (連携 1 回)	4,500 円
*カンファレンス参加無 (連携 2 回)	6,000 円
退院／退所加算 (連携 1 回)	6,000 円
*カンファレンス参加有 (連携 2 回)	7,500 円
(連携 3 回)	9,000 円

通院時情報連携加算 500 円

利用者 1 人に付き、1 か月に 1 回の算定を限度とする。

連携加算

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円

1 月に 2 回限度

当該事業所のケアマネジャーが、介護保険法その他関係法令（以下、「介護保険関連法令」とします。）の改正により、居宅介護支援の利用料金又は利用者負担額の改定が必要になった場合には、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定後の金額を適用します。この場合は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

(交通費その他の費用)

第 13 条 ケアマネジャーが居宅介護支援を提供するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第 5 条に記載する居宅介護支援の実施地域内の利用者は、無料とします。

2 第 5 条に記載する居宅介護支援の実施地域外の利用者は、事業者に対して交通費の実費を支払います。その場合の実費は、第 5 条に記載する居宅介護支援の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費は、実施地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル未満 100 円、実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 200 円です。

注) ケアマネジャーの移動手段は、地域により異なります。

(支払方法)

第 14 条 利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、事業者が法定代理受領をすることができない（償還払いとなる）場合には、事業者は利用実績に基づいて居宅介護支援の利用料を請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。

(事業者及びケアマネジャーの義務)

第 15 条 事業者及びケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

2 事業者は、ケアマネジャーの清潔保持及び健康状態について必要な管理に努めるものとします。

3 事業者は、居宅介護支援の提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医に確認する等、医師及び医療機関等への確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に関する居宅サービス計画書等を作成し、その完結の日から 5 年間保存し、利用者又はその家族の請求に応じてこれを開示するものとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第 16 条 ケアマネジャーは、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告するものとします。

2 事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、事業所所在地の市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとします。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

4 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は対処します。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置

虐待防止に関する担当者 管理者 林 雄一

(2) ケアマネジャーに対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施

(3) 虐待防止委員会の開催

(4) 高齢者虐待防止の為の指針の整備をします。

2 事業者は、当該事業所のケアマネジャー又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとします。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力するものとします。

(成年後見人制度の活用支援)

第 18 条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

(その他留意事項)

第 19 条 利用者又はその家族は、第 10 条で定めた業務以外の事項をケアマネジャーに依頼することはできません。

2 ケアマネジャーは、居宅介護支援に伴い医療行為を行う事はできません。

3 利用者の担当となるケアマネジャーの選任及び変更は、利用者に適正且つ円滑に居宅介護支援を提供するため、事業者が行うものとし、利用者がケアマネジャーを指名することはできません。

4 利用者が、担当のケアマネジャーの変更を希望する場合には、業務上不適正とされる理由を明らかにして、事業所まで申し出てください。但し、業務上不相当とされる事由がない場合には、ケアマネジャーの変更はできません。

5 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがあります。

6 居宅介護支援提供の際における事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。

(1) ケアマネジャーは、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切預かることはできません。

(2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫に保管してください。

(3) ケアマネジャーに対する贈り物や飲食等の配慮は、遠慮します。

(居宅介護支援に関する相談・苦情・要望等の窓口)

第 20 条 居宅介護支援に関する相談、苦情及び要望（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から 5 年間保存し、常に居宅介護支援事業者として居宅介護支援の質の向上に努めるものとします。

(1) 居宅介護支援事業所苦情窓口

苦情等受付担当者 林 雄一

苦情等解決責任者 林 雄一

受付時間 8 時 30 分～17 時 30 分

(土、日祝日、8 月 13 日～8 月 15 日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く)

電話番号 083-974-5111

注) 苦情対応の基本手順

①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情等解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情等解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

上記以外の連絡先

山口市役所 健康福祉部 介護保険課 電話 083-934-2795

宇部市役所 健康福祉部 介護保険課 電話 0836-34-8302

美祢市役所 市民福祉部高齢福祉課 介護保険係 電話 083-752-5229

山口県国民保健連合会 電話 083-995-1010

(個人情報の使用等及び秘密の保持)

第 21 条 事業者及び事業所のケアマネジャーは、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、又利用者の安全確保の為必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

(居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について)

第 22 条 利用者は、介護支援専門員に対しての複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。

(事業継続に向けた取り組み)

第 23 条 感染症等や非常災害の発生時においても、利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられる事、および早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し必要な処置を講じ、当該計画に沿った研修と訓練を実施します。

(感染症の発生および蔓延の予防について)

第 24 条 事業所において感染症等が発生、蔓延しないように下記の処置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症および蔓延防止の為の指針の整備
- (3) 感染症および蔓延防止の為の研修と訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者 林 雄一
-------------------

(ハラスメントについて)

第 25 条 事業所は職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に取り組みます。

1 事業所内にて行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになる)行為。
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶める行為。
- (3) 意に添わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

\*上記内容は、当法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に対応し、同様事案が発生しないための再発防止策を検討します。

3 職員に対し、ハラスメントに対する研修を実施します。

4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な処置、利用契約の解約等の処置を講じます。

(当事業所により提供した訪問介護などの利用割合について)

別紙を参照ください。



事業者は、利用者又はその家族ならびに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について説明し、利用者及びその家族ならびに連帯保証人は、サービスの提供開始、重要事項について同意し交付しました。

説明日及び交付日 令和 年 月 日

<利用者> 住所

氏名

---

<代理人> 住所

氏名

---

(利用者との続柄 )

<連帯保証人> 住所

氏名

---

(利用者との続柄 )

<事業者> 事業所名 ケアホーム小郡ケアマネセンター

住所 山口市小郡新町 2-10-21

説明者

別紙

\*当事業所により提供した訪問介護などの利用割合について

①前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は以下の通りです。

期間 令和6年3月1日～令和6年8月31日

訪問介護	61.8%	通所介護	87.8%
地域密着型通所介護	0.0%	福祉用具貸与	76.3%

②前6カ月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は以下の通りです。

期間 令和6年3月1日～令和6年8月31日

訪問介護	ケアホーム小郡ヘルパーステーション 94.4%	ヘルパーステーション きゅあ 3.7%	はるかぜヘルパーステーション 1.2%
通所介護 地域密着型通所介護	ケアホーム小郡デイサービスセンター 88.2%	テルマエ維新 5.2%	リハビリ特化型デイサービススクローバーケア 3.0%
福祉用具貸与	有限会社加賀メディカル 18.5%	有限会社アイフィット山口 18.0%	株式会社ホームケアサービス山口 17.5%

令和 年 月 日

私は、本書により重要事項の説明を受け、内容に同意いたします。

署名 \_\_\_\_\_